



平成 20 年 7 月 5 日

各 位

会 社 名 真柄建設株式会社
代表者名 取締役社長 奥村 弘一
〔コード番号 1839〕
〔東証・大証 各第一部〕
問 合 せ 先 代表取締役専務取締役 山口 公和
(TEL 076-231-1266)

民事再生手続開始申立てに関するお知らせ

当社、真柄建設株式会社は、本日平成 20 年 7 月 5 日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い受理され、直ちに同裁判所から保全処分命令（弁済禁止処分）と監督命令が発せられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、株主様、お客様、お取引先の皆様には多大なご迷惑をおかけするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

第 1 申立の概要

当社は、平成 20 年 7 月 5 日付で、大阪地方裁判所に対し、民事再生手続開始申立を行いました。

事件番号 平成 20 年（再）第 38 号

負債総額 約 348 億円

なお、同日付で、弁済禁止の保全処分決定がなされております。

申立代理人は、

〒541-0041

大阪市中央区北浜 3 丁目 6 番 13 号 日土地淀屋橋ビル

弁護士法人 淀屋橋・山上合同

TEL 06-6202-1670

FAX 06-6202-3375

弁護士 上 甲 梯 二 外 4 名

〒100-8222

東京都千代田区丸ノ内 1-6-5 丸の内北口ビル

森・濱田松本法律事務所

TEL 03-6266-8548

FAX 03-6266-8448

弁護士 山 崎 良 太 外 3 名

です。

第2 会社の事業の状況及び概要等

1 事業の概要

真柄建設株式会社（以下「申立会社」といいます。）の主たる事業内容は、建築工事及び土木工事の請負、設計、施工等です。

従業員は538名（平成20年6月30日現在）で、直近の平成20年3月期決算では、総売上高は844億9848万円となっております。

なお、建築工事と土木工事の内訳（売上高）は、建築工事が約81%、土木工事が約19%です。建設工事の用途別内訳は、住宅（マンション）が約51%、その他、工場・倉庫・物流施設、医療・福祉施設、教育・研究・文化施設、事務所・庁舎等が約49%となっており、土木工事の用途別内訳は、上・下水道、道路、土地造成、鉄道等となっております。また、公共・民間別の内訳は、建設工事においては、民間工事約85%、公共工事約15%、土木工事においては、公共工事約75%、民間工事約25%となっております。

また、地域別にみると、北陸地区で約30%、関西地区で約37%、関東地区で約18%、東海地区で約15%です。

2 会社の経歴及び業界における地位

（1）会社の経歴

- 1907年 創始者である真柄要助が真柄組を創業
- 1943年 株式会社真柄組を設立し、本社を金沢に、支店を東京に設置
- 1947年 大阪支店を開設
- 1949年 名古屋支店を開設
- 1962年 真柄建設株式会社に社名変更
- 1963年 大阪、名古屋の各証券取引所第二部に株式上場
- 1966年 東京証券取引所第二部に株式上場
- 1970年 東京本社を設置
- 1972年 東京・大阪・名古屋の各証券取引所第一部に株式上場
- 1993年 九州支店を開設
- 2003年 名古屋証券取引所への上場を廃止

（2）申立会社の業界における地位

石川県では、圧倒的に大きな規模を誇っており、全国では、中堅の規模に位置づけられています

3 本社及びその他の営業拠点の状況

- 本社、北陸本店 : 金沢市彦三町
- 東京本社、東京本店 : 東京都千代田区麹町
- 大阪支店 : 大阪市淀川区宮原
- 名古屋支店 : 名古屋市東区泉
- 九州支店 : 福岡市博多区博多駅前

営業所及び出張所

能登営業所、加賀営業所、富山営業所、福井営業所、能美営業所、千葉営業所、大和出張所、浜松営業所、大津営業所、京都営業所、神戸営業所、和歌山営業所、四国営業所

4 資本の額及び会社の株主

資本金 69 億 3215 万 6989 円

発行済株式総数 7387 万 8872 株

(内訳)

普通株式 4987 万 8872 株

A 種優先株式 1200 万株

B 種優先株式 1200 万株

株主数 6921 名 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

5 債権者

平成 20 年 6 月末日現在の負債総額は、約 348 億円であり、その主な内訳は以下のとおりです。

金融債権者

3 社、合計約 100 億円

一般債権者

約 2000 社、合計約 240 億円

リース債権者

3 社、合計約 8 億円

公租公課及び従業員関係 (賃金・退職金等) の未払いはありません。

第 3 本件申立に至る経緯

1 創業から平成 19 年まで

申立会社は、上記のとおり、明治 40 年に創業し、地元の石川県および近畿圏を中心に、東京・名古屋と着実に業績を伸ばしてきましたが、平成に入り、建設業界の不況と同じくして業績は悪化しました。

そこで、平成 15 年からは、中期経営計画及び中期経営改善計画を立案し、銀行の支援を受けつつ、経営の建て直しを図り、経営改善の見通しが立ち始めておりました。

2 大阪支店での不適切な原価処理

(1) 不適切な原価処理の発覚

平成 19 年 12 月 3 日、当時の大阪支店の支店長より、当該支店の過去の工事において不適切な原価処理が過年度にわたり行われてきた旨の報告がなされました。

そこで、申立会社では、社内調査委員会を編成し、大阪支店を中心に全社的に、不適切な原価処理の有無、不適切な原価処理が行われていた場合の総数、方法、具体的な金額の調査を実施しました。

(2) 不適切な原価処理の公表

しかし、調査を開始したところ、その総数・規模は膨大なものとなる予測されました。

そこで、平成 19 年 12 月 20 日、業績に影響を与える事象が発生したものとして適時開示を行い、調査途上ではあるものの、約 12 億円の損失が発覚したことを公表しました。これにともない、同日、申立会社の株式は、東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) 及び大阪証券取引所 (以下「大証」といいます。) において監理ポスト (監理銘柄) に指定されました。

(3) 中間調査結果の公表

平成 20 年 2 月 4 日、申立会社は、調査委員会による不適切な原価処理に関する中間調査結果を公表しました。

その内容は、平成 17 年 3 月期末から平成 19 年 3 月期末までの過年度の累計損失は、34 億

2900万円に及び、これと平成19年9月期末までの10億6000万円の損失と合計し、44億9000万円を損失として処理する必要のあることが判明したというものでした。なお、大阪支店以外では不適切な原価処理は見受けられませんでした。

(4) その後の処理

その後、同年2月12日、東証及び大証に対し、平成17年3月期中間決算短信（非連結）ないし平成20年3月期中間決算短信（非連結）の訂正をおこないました。

また、同年3月11日には、不適切な原価処理に係わる最終報告ならびに申立会社の対応について公表し、過去の不適切な原価処理について一応の処理を終結させました。

これを受け、同年3月26日付けで、東証及び大証の監理銘柄への指定が解除されました。

また、同年5月15日、今回の件の経営責任を取り、同年6月27日の定時株主総会において創業一族の代表取締役社長が退任し、主力銀行の北國銀行より新しい代表取締役社長を迎え入れることを公表し、同時に、新中期経営計画を発表しました。新中期経営計画は、収益態勢の見直し、資本政策（北國銀行及び北陸銀行を引受け先とする優先株株式合計40億円程度の発行による増資）、有利子負債の削減などの実施を内容とするものでありました。

3 新たな損失のおそれ及び支払不能のおそれ

ところが、同年6月末、請負主の倒産等により新たに請負代金の回収不能が生じるおそれがあることなどが判明しました。

このため、新中期経営計画の実施による事業再生の見通しは厳しくなり、申立会社としては、同計画に基づく優先株式の引受、更には追加での支援の実施を主力銀行に要請することは難しく、任意での再建スキームによる抜本的な事業再生は困難と判断するに至りました。そのような中で、同年7月7日及び10日の合計70億円程度の決済の目処がたたず、支払不能のおそれがあるため、本件申立てに及んだ次第であります。

もっとも、北國銀行におかれましては、申立会社が民事再生を申立てた場合、再生手続中の運転資金の支援をDIPファイナンスによりなすこと、また、地元経済への影響を考慮し地元有力企業である申立会社の再生のため、有形無形の支援をすることを表明していただき、引き続き同行の支援は得られる見込みであります。

第4 再生の方針

申立会社と致しましては、民事再生手続において、受注内容等の「選択と集中」を行って、抜本的に収益構造を改善させる予定であり、また、主要取引銀行である北國銀行の協力・支援も得られる見込みでありますので、自主再建も十分可能であると考えております。そのほか、スポンサー企業による資本参加あるいは事業譲渡による事業再建も視野に入れて、柔軟に対応していく所存であります。

第5 証券取引所規則に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

無し

第6 今後の予定

1 債権者説明会

以下のとおり、債権者説明会を開催することとしております。

金沢

日時：平成20年7月8日（火）午後2時～

場所：石川県産業展示館1号館

〒920-0361
金沢市袋畠町南 193 番地

大阪

日時：平成 20 年 7 月 9 日（水）午後 2 時～

場所：メルパルク大阪

〒532-0003

大阪市淀川区宮原 4-2-1

東京

日時：平成 20 年 7 月 11 日（金）午後 2 時～

場所：大田区民センター 音楽ホール

〒144-0054

東京都大田区新蒲田一丁目 18 番 23 号

債権者向けの説明会であり、記者の方が入場することはできませんので、ご了承ください。

2 民事再生手続のスケジュール

民事再生手続の一般的な事例から想定される今後のスケジュールは以下のとおりです。

平成 20 年

7 月 5 日 民事再生手続開始申立

保全処分決定

監督委員選任

7 月中旬ころ 民事再生手続開始決定

9 月下旬ころ 債権届出期限

12 月上旬ころ 再生計画案提出期限

平成 21 年

2 月上旬ころ 債権者集会期日

あくまでも現時点の予定ですので、今後、若干の変動があり得ることをご留意下さい。

以上